

大切な人を

亡くされたあなたへ

自死遺族交流会(佐久あすなろの会)へ参加してみませんか？

自死遺族交流会は、大切な人を突然自死で失ったという、つらく苦しい気持ちを語り合い、支え合う場です。残された人が抱く感情は、一人ひとり違います。自分を責めず、自分の気持ちを大切にしていきたいでしょう。悲しいことをそのまま受け止めることによって、少しずつ気持ちが楽になっていきます。

【日時】

12月15日(土)

午後1時30分～3時30分

【場所】

佐久市内

(参加を希望された方のみ、お知らせいたします)

【対象】

家族を自死で亡くされた方(自死された方の親、配偶者、兄弟、子ども)

申し込み・問い合わせ先

佐久保健福祉事務所

健康づくり支援課

0267(63)3164

ご案内

高齢障害者控除対象者認定

障害者控除は身体障害者手帳などが交付されている障がい者に適用されますが、身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の方でも、要介護認定を受け、基準に該当する方については税法上の障害者控除対象者とみなし、所得税および住民税の控除が受けられます。

◆認定基準

状態により次のとおり2区分に分けられ、控除額が異なります。

【障がい者】

・要介護3で、認知度Ⅱbもしくはは自立度A2以上の方
・特別障がい者

・要介護4および5で、認知度Ⅲbもしくはは自立度C1以上の方
・常に臥床している状態が6カ月以上続いている方

◆申請方法

【昨年度までにすでに認定を受けている方】

認定書に有効期限はありませんので、介護度や心身の状況に変更がない限り毎年有効

です。ただし、介護度の変更や心身の状況により区分が変更する場合は、再度障害者控除対象者認定書の交付申請が必要となります。

【まだ一度も認定を受けていない方】

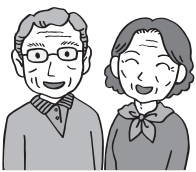
障害者控除対象者認定書の交付申請が必要です。申請後、要介護認定時の主治医意見書および調査票により基準に該当するか確認いたします。介護度だけでなく、身体・精神的な状況も併せて判定しますので、審査により該当しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※詳しくは保健福祉課介護高齢係までお問い合わせください。

申請問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係

(31)2512



児童虐待は社会全体で

解決すべき問題です

「気づくのはあなたと地域の心の目」

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど、重大な事件も後を絶たない状況です。児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっております。

子どもが安心して暮らせる地域づくりのため、地域の皆さまにご協力をお願いします。

■心理的虐待
言葉による脅し、無視、きょうたい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(ドメスティック・バイオレンス) など

◎虐待を受けたと思われる子どもがいたら

◎ご自身が出産や子育てに悩んだら

◎子育てに悩む親がいたら

【児童虐待とは】
殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
■性的虐待
子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

児童相談所(全国共通ダイヤル)や保健福祉課福祉係へ連絡(ご相談ください)。
連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

■ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

問い合わせ先

児童相談所

全国共通ダイヤル

0570(064)000

町保健福祉課福祉係

(32)6522

くらしと健康の相談会

借金の返済に困り、生きていくのに疲れてしまった…
突然、離婚の意志を告げられ混乱している…

弁護士による失業、家庭問題、多重債務などの生活相談と併せて、保健師によるこころの健康などの健康相談をお受けします。

【日時】

12月5日、12日、19日、26日
(毎週水曜日)
午前10時～正午、
午後1時30分～3時30分

(1件1時間、予約制)

【場所】 佐久合同庁舎

【内容】

- ・弁護士による法律相談
- ・保健師による健康相談

【費用】 無料

【申込方法】

佐久保健福祉事務所健康づくり支援課へ相談日の2日前までにお申し込みください。

問い合わせ先

佐久保健福祉事務所

健康づくり支援課

0267(63)3164

毒物劇物および農薬危害防止運動の実施について

長野県では、毒物劇物および農薬(以下:毒劇物)の安全で適正な使用や事故防止、保管管理徹底など、これらの被害防止を図るため、11月30日(金)まで標記の運動が実施されており、毒劇物の取り扱いにあたっては、次のとおりご留意ください。

◆盗難や紛失を防ぐため「医薬用外毒物・劇物」と表示した専用の保管庫に必ず施錠して保管し、盗難・紛失にあつた場合は直ちに警察署へ届け出てください。

◆飲食物の容器に移し替えないでください。

◆購入する場合には印鑑が必要で、また、18歳未満の方は毒劇物の購入ができません。

◆毒物劇物販売業者の登録がなければ、毒劇物の販売、譲渡はできません。

◆不要になった場合は適正に処理しましょう(処理方法については購入先などにご相談ください)。

問い合わせ先

産業経済課農政係(内線27)

農業振興地域農用地区域除外申請を受け付けます

町では、優良農地の確保・保全のため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図る地域を農振農用地区域として設定しています。

農振農用地区域の土地を、やむを得ず農地以外の目的に利用する場合は、農振農用地区域から除外する必要があります。

※ただし、除外申請がすべて認められるとは限りません。

【受付期限】12月28日(金)

【受付場所】産業経済課農政係

【提出書類】
○申請書
(用紙は産業経済課農政係)

○隣接者同意書(同)

○確約書(同)

○地籍図の写し・土地登記事項証明書登記簿謄本)

○位置図(住宅地図など)

○事業計画平面図
○自己所有地の検討結果一覽表
○その他(例:法人の場合、定款、議事録)

問い合わせ先

産業経済課農政係(内線27)

ごんにちは農業委員会です

■町農業委員会事務局(32)3111 (内線64・27)

全国農業新聞は全国農業会議所が発行している農業専門の情報誌で、次のような特徴があります。

●充実したニュース

農業・農政にかかわる情報は、さまざまなメディア上に氾濫しています。この中から、農政時事問題の背景や影響などをタイムリーに分かりやすく解説するとともに、1週間の出来事を農業者の視点でとらえてコンパクトにまとめています。

●「担い手」の経営改善に役立ちます

今、認定農業者や農業法人、集落営農組織等地域農業の「担い手」の育成が重要視されています。これら担い手の経営改善に役立つさまざまな情報(経営者技術、マーケティング、各種税制・金融・労働など)を、事例を交えながら紹介します。

●地域づくりのヒントがいっぱい

農業の高齢化、後継者不足、農地の荒廃等地域が抱える悩みは深刻です。それらの解決の糸口となるヒントや先進事例など、独自のネットワークを活かして集めた情報が盛りだくさんです。

●食や健康など暮らしに関する話題が豊富

食の安全や健康、年金、趣味、農村女性の起業等農家の暮らしに役立つ話題や農村生活を送る上で「元気になる」記事を豊富に掲載。子ども向けの記事もあり、家族そろって楽しめます。

●購読料は1カ月600円
お届けは週に一度です。多くの方に購読をおすすめします。

この機会にぜひ購読をご検討ください。